

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月16日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第89号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年香川県規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第11条 条例別表第2の3の項の規則で定める情報は、<u>準特定優良賃貸住宅又は特別県営住宅の入居者又は同居者に係る</u>次の各号に定める情報とする。ただし、第4条に規定する事務のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「令」という。）第55条第1号、第7号又は第9号に掲げる事務に準じて行う事務にあっては、第1号及び第2号に掲げる情報に限る。</p> <p>（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>（2）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>（3）令第15条第1号ロに規定する生活保護実施関係情報</p> <p>（4）令第30条第3号イに規定する就労自立給付金関係情報</p> <p>（5）令第22条第1号ヨに規定する外国人生活保護実施関係情報</p> <p>（6）令第30条第3号ハに規定する外国人就労自立給付金関係情報</p>	<p>第11条 条例別表第2の3の項の規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。ただし、第4条に規定する事務のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「令」という。）第55条第1号、第7号又は第9号に掲げる事務に準じて行う事務にあっては、第1号及び第2号に掲げる情報に限る。</p> <p>（1）<u>準特定優良賃貸住宅又は特別県営住宅の入居者又は同居者（以下「県営住宅入居者等」という。）に係る</u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>（2）<u>県営住宅入居者等に係る</u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>（3）<u>県営住宅入居者等に係る</u>令第15条第1号ロに規定する生活保護実施関係情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）</p> <p>（4）<u>県営住宅入居者等に係る</u>令第30条第3号イに規定する就労自立給付金関係情報（第6号及び次条第2号において「就労自立給付金関係情報」という。）</p> <p>（5）<u>県営住宅入居者等のうち</u>令第163条第1号に規定する要保護者等に準ずる者（次号、次条及び第15条において「外国人要保護者等」という。）に係る生活保護実施関係情報に準ずる情報</p> <p>（6）<u>県営住宅入居者等のうち</u>外国人要保護者等に係る就労自立給付金関係情報</p>

係情報に準ずる情報

第12条 条例別表第2の4の項の規則で定める情報は、令第22条第1号ヨに規定する外国人生活保護実施関係情報とする。

第12条 条例別表第2の4の項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第8号の規定により生活保護実施関係情報の提供を受ける事務 当該事務を行うために必要な外国人要保護者等に係る生活保護実施関係情報に準ずる情報
- (2) 法第19条第8号の規定により就労自立給付金関係情報の提供を受ける事務 当該事務を行うために必要な外国人要保護者等に係る就労自立給付金関係情報に準ずる情報
- (3) 法第19条第8号の規定により令第44条第1号ヲに規定する進学・就職準備給付金関係情報（以下この号において「進学・就職準備給付金関係情報」という。）の提供を受ける事務 当該事務を行うために必要な外国人要保護者等に係る進学・就職準備給付金関係情報に準ずる情報

第15条 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、令第163条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要保護者等に準ずる者に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報とする。

第15条 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、令第163条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。